

1	0	年	保	存
機	密	性	1	

基 発 1014 第 1 号
平成 26 年 10 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重
労働解消に向けた取組の要請について

標記については、平成 26 年 10 月 3 日付け基発 1003 第 2 号「平成 26 年度過重労働
解消キャンペーンの実施について」（以下「実施通達」という。）により指示したと
ころである。

今般、実施通達別紙の 3（1）のイについて、別添 1 及び別添 2 のとおり、厚生労
働大臣名で別紙の使用者団体及び労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組が推
進されるよう、周知・啓発の協力要請を行った。

各都道府県労働局においても、主要な使用者団体及び労働組合に対して、貴職から
団体の長等に直接要請書を手交する等により、同旨の協力要請を行われたい。

なお、本省における協力要請においては、一般社団法人日本経済団体連合会に対し
て厚生労働大臣が、日本商工会議所に対して厚生労働副大臣が、全国中小企業団体中
央会に対して厚生労働大臣政務官が、日本労働組合総連合会に対しては労働基準局長
から要請文書を直接手交することにより協力要請を行ったことを申し添える。

平成 26 年 10 月 9 日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署 名)

平成 26 年 10 月 14 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署 名)

平成 26 年 10 月 14 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署 名)

平成 26 年 10 月 14 日

日本商工会議所会頭
三 村 明 夫 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署 名)

平成26年10月14日

日本労働組合総連合会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年6月27日、「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年9月30日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴連合会におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう、ご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

厚生労働大臣
(署 名)